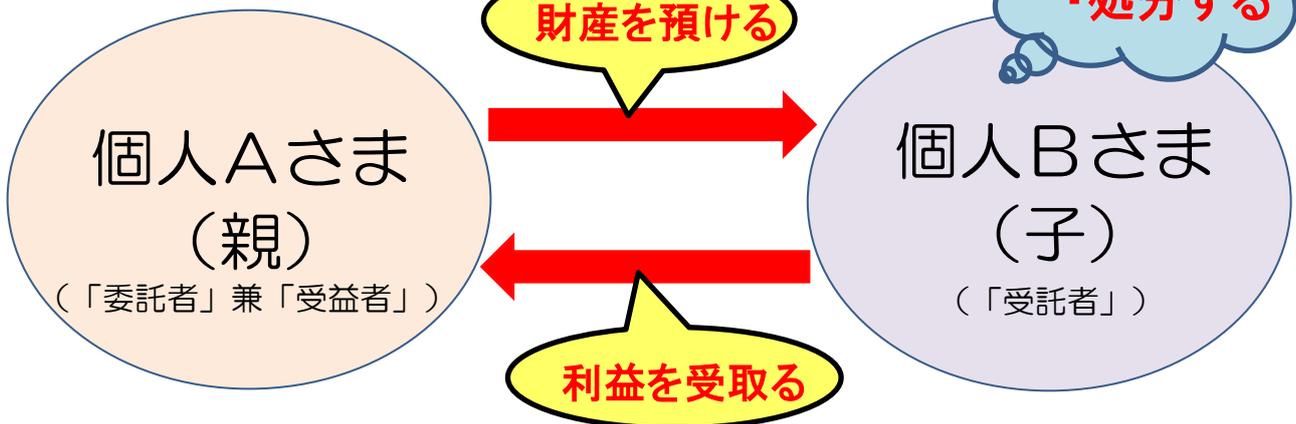


「家族信託」の お取扱いをはじめています

このところ、財産をお持ちの方が、信頼できるご家族にその管理や処分を委ねる「家族信託」が注目されています。朝日信用金庫では、こうしたご要望にお応えするために、家族信託制度設計のコンサルティングや専用口座の開設等のご支援を開始しております。

家族信託の形態の



①「信託」とは、財産を保有している方が、ご自身が信頼できる方（ご家族等）に財産を託し、ご自身が決められた目的に沿って、ご自身が利益を与えたい方のために、財産の管理・処分等をしてもらう仕組みのことを言います。

②今次、障がいをお持ちの方、何らかの理由で意思能力が乏しくなられた方の生活支援等でも注目されています。

**家族信託においては、信託専用口座の開設が必要です。
その開設には手数料(10万円+消費税)がかかります。**

**その他、制度設計等のコンサルティングにおいて、
コンサルティング手数料がかかる場合もあります。**

●詳しくはお取引店までお問い合わせください。